

令和 6 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

平素は、本市税務行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

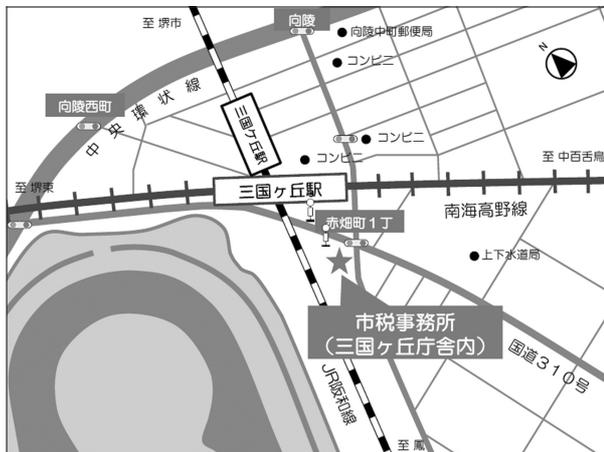
つきましては、この「申告の手引き」により**資産を所有している区ごとに申告書を作成**のうえ、期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

《注意していただくこと》

- (1) 一つの封筒に複数の区の申告書を入れて郵送で申告される場合は、**区ごとにクリップかホッチキスなどで留めて封入してください。**
- (2) 申告書を郵送で提出される方で、**控を希望される場合は、必ず返信用封筒に切手を貼付し同封してください。**

申告書の提出・お問い合わせ

堺市 市税事務所 固定資産税課 償却資産係 (三国ヶ丘庁舎3階)
〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1
電話 072-231-9765 (直通) FAX 072-251-5633



交通案内

- JR阪和線「三国ヶ丘」駅
- 南海高野線「三国ヶ丘」駅
西出口より 南西方面 約100m
東出口より 南西方面 約250m
- 南海バス「三国ヶ丘駅前」バス停すぐ

★駐車台数に限りがございますので、
できるだけ公共交通機関のご利用にご協力ください

目 次

I	償却資産の範囲	1
1	償却資産とは	1
2	業種別の主な償却資産	2
3	償却資産の種類	3
4	建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分	4
II	申告における留意点	5
1	借家にテナントが取り付けた家屋の附帯設備	5
2	所有権留保付売買資産の納税義務者	5
3	所有権移転外ファイナンスリース資産の納税義務者	5
4	大型特殊自動車	5
5	国税との主な違い	6
III	課税標準の特例について	7
IV	非課税資産について	10
V	償却資産の申告について	10
1	申告方法と提出書類	10
2	電算処理により、申告される場合	11
VI	電子申告について	11
VII	申告書の書き方	12
	種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方	13
	種類別明細書（減少資産用）の書き方	14
VIII	償却資産の評価と課税について	15
1	評価額の計算方法	15
2	納税義務者・課税標準・免税点・税額・納期	16
3	不申告又は虚偽の申告について	16
4	過年度への遡及について	16
IX	お願い	17
1	実地調査について	17
2	区内に複数の事業所がある場合	17
3	転出・廃業等された方	17
	市税の納付には便利な口座振替を	17
	償却資産（固定資産税）課税標準特例該当資産・非課税該当資産届出書	18

I 償却資産の範囲

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、毎年1月1日現在に所有する土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 申告の対象となるもの

土地及び家屋以外の有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産が申告の対象となります。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後取得された資産でまだ固定資産台帳に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（税務会計上耐用年数を経過し、減価償却をし終えて、残存簿価である1円が計上されている資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- カ **租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産（即時償却）**
- キ 取得価額20万円未満の資産であっても税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産

(2) 申告の対象とならないもの

- ア 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形減価償却資産（特許権・電話加入権・商標権・ソフトウェア等）
- ウ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- エ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- オ 美術品等で取得価額が1点100万円以上であるもの（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは申告の対象となります。）

2 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産を例示しますと、次のようになります。

業 種 名	課 税 対 象 と な る 主 な 償 却 資 産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、ルームクーラー等の冷暖房設備、金庫、コピー機、パソコン、テレビ、フェンス、太陽光発電設備、その他。
喫茶・飲食店	看板、室内装飾品、レジスター、カラオケ機器、冷蔵庫、テレビ、厨房用品、接客用家具・備品、放送設備、タオル蒸器、自動販売機、カウンター、ネオンサイン、その他。
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器、赤外線灯、サインポール、その他。
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ビニール包装設備、ボイラー、スリーブ、その他。
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機、その他。
開 業 医	各種医療機器（ベット、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、歯科診療用ユニット、投影器、各種キャビネット、その他。
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、自動販売機、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、レジスター、日よけ、その他。
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、独立キャノピー、地下タンク、洗車機、防壁、構内舗装、カーワッシャー、その他。
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、舗装路面、リフト、オイルクリーナー、溶接機、ホーニング、チェンブロック、カーワッシャー、グラインダー、コンデンサー、その他。
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、グラインダー、溶接機、クレーン、コンプレッサー、圧縮機、測定・検査工具、その他。
駐 車 場 業	照明等の電気設備、機械式駐車場（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動精算装置、その他。
パチンコ・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、球貸機、コンピューター、カード発行機、その他。
テニスクラブ	テニスコート、オートテニス設備、人工芝機、照明設備、ガット張機、その他。
ゴルフ練習場	ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、照明設備、その他。
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切機、ひき肉機、その他。
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、シーズニング機、校正機、その他。
建 設 業	ブロックゲージ、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、破石機、さく孔機、その他。
公衆浴場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、ろ過機、その他。
精 米 業	精米機、調質装置、混米機、その他。

(注) ビルの一室を借り、自ら内装等を施された場合は、内装と設備一式が償却資産に該当します。
 共同住宅やテナントビルなど事業用家屋の敷地に施工した外構（門、カーポート、庭木、塀など）や
 屋外給排水設備、太陽光発電設備等は償却資産に該当します。

3 償却資産の種類

次の表に示されている資産はごく一部ですので、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

資産の種類		主な償却資産
1	構 築 物	門、塀、広告塔、構内舗装（駐車場の舗装も含む）、屋外排水溝、庭園、工場緑化施設、さん橋、煙突、焼却炉、受変電設備、その他土地に定着する土木設備等
	建 物 建物附属設備	建築設備、内装、内部造作等 建物の所有者が取り付けた建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区別されます。（4頁参照） 賃借人がその事業のために取り付けた内装、造作、建築設備については、賃借人の償却資産として取り扱います。（5頁参照）
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、化学機械、印刷機械、機械式駐車場設備等、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、印刷設備、土木建設機械、太陽光発電設備 ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械等、運搬設備（コンベア、起重機等）、その他各種産業用機械及び装置等
3	船 舶	一般船舶、漁船、はしけ、曳船、釣船、遊覧船、モーターボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5	車 両 運 搬 具	台車、構内運搬車、フォークリフト等の 大型特殊自動車（分類番号は5頁「4. 大型特殊自動車」を参照してください。） （注1）次にあげる要件の一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 （1）最高速度 15Km/hを超えるもの （2）長さ 4.7 mを超えるもの （3）幅 1.7 mを超えるもの （4）高さ 2.8 mを超えるもの （注2）農耕作業用自動車は、35Km/hを超えると大型特殊自動車となります。（大きさは問いません。） 自動車税及び軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等及びこれらに附属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は除きます。
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具等 机、椅子、ロッカー、金庫、電子計算機、レジスター、テレビ、コピー、パソコン、ルームクーラー、看板(ネオンサイン)、陳列ケース、ファクシミリ、測定機器、光学機器等、医療機械器具、理容・美容器具等、娯楽用機器、自動販売機、貸衣装、その他営業用器具・備品等

4 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が所有し、家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となり家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として取り扱いますが、それ以外については償却資産として取り扱われます。(構造的に簡単に取り外しが可能なもの)

なお、家屋との判別がつかない資産やここに記載されていない設備で不明な点は、償却資産係までお問い合わせください。

家屋と設備の所有者が同一の場合

設 備 区 分	償却資産として取り扱うもの	原則として家屋に含めるもの
電 力 設 備	変電設備、予備電源設備、工場用動力配線	屋内配線
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
中央監視制御装置	中央監視制御装置一式(配線を含む。)	
電 話 設 備	交換機、電話機、電源装置	配管及び配線
インターホン設備	マイクロホン、拡声器(アンプ)、親機、子機	電鈴、ブザー、配管及び配線
火災報知設備	屋外のもの(配線を含む。)	屋内のもの(配線を含む。)
電気時計設備	親時計、充電器、蓄電池、モーターサイレン(屋外)	配管及び配線
冷 暖 房 設 備	ルームクーラー、独立煙突及び煙道	家屋と構造上一体となった空調設備一式
換 気 設 備	扇風機、ウィンドクーラー	換気扇、ベンチレーター
給 排 水 設 備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水設備	屋内のもの
給 湯 設 備	独立煙突、独立煙道、局所式給湯設備	中央式給湯設備のボイラー・貯湯槽、配管
ガ ス 設 備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具	屋内配管、排気筒、カラン
消 火 設 備	ホース、ノズル、手提式消火器、車輪付消火器、炭酸ガス消火設備のガスボンベ、屋外の消火栓	屋内に取り付けられた消火栓・スプリンクラー、ドレンチャー
運 搬 設 備	気送管設備の気送子、生産用エレベーター、工業用ベルトコンベヤー、連続垂直搬送装置 (ビル等にある昇降設備のものは、家屋に含める。)	リフト、エレベーター、エスカレーター、気送管、小荷物専用昇降機、メールシュート
厨 房 設 備	厨房用各種器具	造りつけの調理台、流し台
衛 生 設 備	移動性のユニットバス、屋外に施された浄化槽	浴槽、手洗器、浄化槽(屋内)
劇 場 用 設 備	移動性の舞台設備、スクリーン、映写設備	造りつけのもの
銀 行 等 の 設 備	貸金庫設備、移動性の営業台、スクリーン格子、ガラス仕切、移動性の保管庫	夜間金庫、大型金庫扉、固定された営業台
店 舗 内 装 設 備	商品小売業等のショーウィンドー、陳列棚、壁面飾り棚 簡易間仕切り(ボルト締めで床に固着する程度のもの)	家屋と構造上一体性の強いもの
ガソリンスタンドの設備	キャノピー(事務所等から分離独立しているもの)、 地下油槽	事務所等と構造的に一体となっているキャノピー
屋外駐車場設備	舗装路面、フェンス、雨よけ(周壁がなく独立しているもの)	保安室
そ の 他	看板、広告塔、門、塀、庭園、人工芝、防火壁、日よけ等	避雷設備一式

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

Ⅱ 申告における留意点

1. 借家にテナントが取り付けした家屋の附帯設備

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自らの事業の用に供するために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管（以下「特定附帯設備」といいます。）は、**テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。**（地方税法第343条第10項、市税条例第31条第1項）

この場合、次のことに注意してください。

- (1) テナントの方は、特定附帯設備を他の一般資産と併せて申告してください。
- (2) 特定附帯設備の耐用年数については、所得税又は法人税の申告で用いているものと同じ耐用年数で申告してください。

2. 所有権留保付売買資産の納税義務者

単なるリースではなくて、賃貸期間終了後に借主に無償譲渡することなど実質的に所有権留保付割賦販売とみられるものについては、**借主が納税義務者となり申告が必要となります。**

3. 所有権移転外ファイナンスリース資産の納税義務者

平成19年度法人税の改正により、平成20年4月1日以後に締結されるリース契約に係る所有権移転外ファイナンスリースについては、税務会計上売買取引として取り扱われることになりましたが、法的な所有者自体が変更されるわけではないので、**従来と同様に原則として所有者であるリース会社が納税義務者となります。**

4. 大型特殊自動車

本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械としての効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車両等をもって陸上を移動することができるに過ぎないものであるので、**固定資産税の課税客体たる償却資産に課税されます。**

【参考】

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分される。

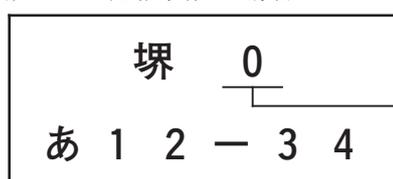
(1)分類番号 0, 00～09, 000～099, 00A～09Z, 0A0～0Z9, 0AA～0ZZ

大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの

(2)分類番号 9, 90～99, 900～999, 90A～99Z, 9A0～9Z9, 9AA～9ZZ

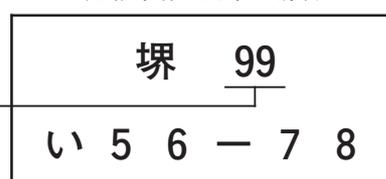
大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの

(例) <建設機械の場合>



分類番号

<建設機械以外の場合>



5. 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取り扱い(償却資産)	国税の取り扱い(法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ ※ 減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※ 法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様	定率法・定額法の選択制 〔建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制〕 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以後に取得された資産：「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	認められません。 (圧縮前の取得価額で申告)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却(※1)	認められます。	認められます。(所得税法・法人税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価、一部合算評価も可

(※1) 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税若しくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その際、**所轄税務署長へ提出された「増加償却の届出書」の(写し)を添付のうえ申告してください。**

少額の減価償却資産の取り扱い (○=申告対象 ×=申告対象外)

取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	根拠規定
償却方法					
(※2) 個別減価償却	○	○	○	○	
(※3) 中小企業特例	○	○	○		租税特別措置法第28条の2又は第67条の5
(※4) 少額の減価償却資産 (償却可能期間が1年未満か 取得価額10万円未満の資産)	×				法人税法施行令第133条又は 所得税法施行令第138条
(※4) 3年間一括償却	×	×			法人税法施行令第133条の2又は 所得税法施行令第139条

(※2) 個人の方については、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(※3) **中小企業者に該当する個人又は法人等**(資本金等の金額が1億円以下、従業員数が1,000人以下。但し、令和2年4月1日以後に取得などする場合は500人以下)の**青色申告者の方が**、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その額を必要経費に算入又は損金算入することができます。(取得価額の合計額が300万円を限度とする。)

ただし、**固定資産税(償却資産)上は、この規定により必要経費に算入又は損金算入された減価償却資産については課税対象になります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入してください。

(※4) 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産は除きます。

地方税法施行令第49条ただし書き

法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	根拠規定
資産内容					
リース資産	×	×	○	○	法人税法64条の2第1項又は 所得税法第67条の2第1項

Ⅲ 課税標準の特例について

一定の要件に該当する資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例措置があります。

主なものは、次のとおりです。**特例資産に該当すると思われるものについては、関係書類を添付し、「課税標準特例該当資産届出書」(18ページ)を提出してください。**

※ この表は令和5年10月時点で作成しています。税法改正により、特例資産、適用期間、範囲等が変更になることがあります。

根拠規定	区 分	範 囲	取 得 時 期	適用期間	特例率	コード	
法第349条の3	第5項	内航船舶 添付書類： 船舶国籍証書や 船舶検査証書の 写し	外航船舶及び準外航船舶以外の船舶 (専ら遊覧の用に供する船舶、快遊船、遊漁船、モーターボート競走法の規定によるモーターボートは除く。)	期限なし	1/2	306 906	
法 附 則 第 15 条	第1項	倉庫等 添付書類： 国土交通大臣の 定めるところに より地方運輸局 長の証明がされ たもの	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき取得した施設又は設備で以下のもの 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者が新設し、又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫に附属する機械設備 1. 到着時刻表示装置 2. 特定搬出用自動運搬装置	H28.10.1~ R6.3.31	新設・増設後5年度分	3/4	
	第7項	低公害車燃料等供給施設 添付書類： 燃料電池自動車 の普及促進に向 けた水素ステー ション整備事業 費補助金交付決 定通知書の写し	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で一基の取得価額が15,000万円以上の設備のうち、政府の補助(二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費)を受けて取得したもの	H31.4.1~ R3.3.31	新設後3年度分	3/4	
			電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で一基の取得価額が15,000万円以上の設備のうち、政府の補助(燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費)を受けて取得したもの	R3.4.1~ R5.3.31		3/4	
			上記のうち、一基の取得価額が50,000万円以上のもの	R5.4.1~ R7.3.31		5/6	
	第25項	再生可能エネルギー発電設備 添付書類： 太陽光発電設備 →再生可能エネ ルギー事業者支 援事業費に係る 補助を受けたこ とがわかる書類 の写し 太陽光発電設備 以外→経済産業 省が発行する認 定通知書の写し	太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定発電設備を除く)(1,000kw以上) 風力発電設備(20kw未満) 水力発電設備(5,000kw以上)	H28.4.1~ R6.3.31	取得後3年度分	3/4 (※)	412
			太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定発電設備を除く)(1,000kw未満) 風力発電設備(20kw以上) 地熱発電設備(1,000kw未満) バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)			2/3 (※)	
第32項	特定事業所内保育施設 添付書類： 企業主導型保育 事業(運営費)助 成決定通知書の 写し(毎年度提 出が必要になり ます)	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの期間(補助開始対象期間)に、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者(当該特定事業所内保育施設について最初に政府の補助を受けた者に限る)が取得した特定事業所内保育施設の用に供するもの	—	翌年から5年度分の 補助開始日の	1/3 (※)	414 932	

(※) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による割合

根拠規定	区分	範囲	取得時期	適用期間	特例率	コード	
法 附 則 第 15 条	第45項	<p>中小企業等が先端設備等導入計画に基づき取得した機械設備等</p> <p>以下の書類は賦課期日(1月1日)までに堺市イノベーション投資促進室へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書類(従業員への賃上げ方針を表明した場合のみ) ・リース資産の場合はリース契約見積書、固定資産税軽減計算書の写し 	<p>中小企業等経営強化法において、市の導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた中小事業者等が取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備で、以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>①対象資産 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる下記の設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ・測定工具及び検査工具 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ・器具及び備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ・建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの <p>②商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供されるもの</p> <p>③中古資産でないこと</p> <p>④先端設備等導入計画に記載された資産であること</p> <p>⑤先端設備等導入計画の認定後に取得したもの</p> <p>⑥資本金額もしくは出資金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等</p> <p>⑧みなし大企業(以下のいずれか)に該当しない</p> <p>(1)同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人</p> <p>(2)2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人</p> <p>なお、従業員に対する給与等の総額を1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合の軽減は右記のとおり。</p> <p>◎先端設備等導入計画の認定については、「堺市 イノベーション投資促進室」のホームページをご確認ください。 https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/kigyoricchi/sentansetubidounyukeikaku.html</p>	[賃上げ表明無し] R5.4.1~ R7.3.31	取得後3年度分	1/2	420 944
			[賃上げ表明有り] R5.4.1~ R6.3.31	取得後5年度分	1/3	421 946	
			[賃上げ表明有り] R6.4.1~ R7.3.31	取得後4年度分		422 954	
(旧) 法 附 則 第 64 条		<p>中小企業等経営強化法(令和3年6月15日までは生産性向上特別措置法)において、市の導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた中小事業者等が取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物で、以下の要件をすべて満たすもの</p> <p>①取得価額、販売開始時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械及び装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの 販売開始時期が10年以内のもの 測定工具及び検査工具 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの 販売開始時期が5年以内のもの 器具及び備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの 販売開始時期が6年以内のもの 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの 販売開始時期が14年以内のもの 構築物 一の構築物の取得価額が120万円以上のもの 販売開始時期が14年以内のもの <p>②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</p> <p>③商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供されるもの</p> <p>④中古資産でないこと</p> <p>⑤先端設備等導入計画に記載された資産であること</p> <p>⑥先端設備等導入計画の認定後に取得したもの</p> <p>⑦資本金額もしくは出資金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等</p> <p>⑧みなし大企業(以下のいずれか)に該当しない</p> <p>(1)同一の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人</p> <p>(2)2以上の大規模法人(資本金1億円を超える法人等)に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人</p>	H30.6.6~ R5.3.31	取得後3年度分	ゼロ (※)	R3.3.31 まで 413 935 R3.4.1 以降 419 940	

(※)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による割合

設置届出書等の写し、処理過程図の写しを添付してください。

根拠規定	区 分	範 囲	取得時期	適用期間	特例率	コード	
法 附 則 第 15 条 第 2 項 (※1)	第1号	<p>汚水又は廃液の処理施設 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場</p> <p>※令和4年4月1日より、適用対象は暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定する。</p> <p>添付書類：特定施設設置(使用・変更)届出書の写し</p>	<p>沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備</p> <p>(パーク処理施設はH30年3月31日まで、脱有機酸装置及び脱フェノール装置はR2年3月31日まで対象範囲とする)</p> <p>(汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)</p>	<p>H22.3.31まで</p> <p>H22.4.1～ H26.3.31</p> <p>H26.4.1～ H30.3.31</p> <p>H30.4.1～ R4.3.31</p> <p>R4.4.1～ R6.3.31</p>	<p>期限なし</p>	<p>1/6</p> <p>1/3</p> <p>1/3 (※2)</p> <p>1/2 (※2)</p>	<p>357 957</p> <p>370 920</p> <p>408 912</p> <p>939</p>
	第2号	<p>ごみ処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係るもの(施行令附則第2条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同法第9条の8第1項の認定に係るものに限る。</p> <p>※令和4年4月1日より、適用対象は熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。</p> <p>(熱回収又は再生利用の用に供されるボイラー、温水発生器、蓄熱式交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽を有する施設)</p> <p>添付書類：一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設</p> <p>焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置(溶融装置に附属するもの)、集じん装置その他の附属設備</p> <p>(処理能力が1日5トン以上のものに限る。)</p>	<p>H14.4.1～ R4.3.31</p> <p>R4.4.1～ R6.3.31</p>	<p>期限なし</p>	<p>1/2</p>	<p>406</p>
	第3号	<p>一般廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係るものに限る。</p> <p>(令和4年4月1日より、適用対象から環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。)</p> <p>添付書類：一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場</p> <p>擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。</p>	<p>H28.4.1～ R4.3.31</p> <p>R4.4.1～ R6.3.31</p>	<p>期限なし</p>	<p>2/3</p>	
	第4号	<p>産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係るもの(廃掃法改正令附則第2条第2項の規定の適用を受けるものを除く。)並びに同法第15条の4の2第1項の認定及び同法第15条の4の4第1項に認定に係るもの</p> <p>添付書類：産業廃棄物処理施設設置申請書の写し</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第11号の2(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設)</p> <p>同条第12号、第12号の2及び第13号</p>	<p>H30.4.1～ R6.3.31</p> <p>H22.4.1～ R6.3.31</p>	<p>期限なし</p>	<p>1/2</p> <p>1/3</p>	<p>327</p>
	第5号	<p>汚水の除害施設 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した同法第12条第1項に規定する除害施設</p> <p>※令和4年4月1日より、適用対象は新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定する。</p> <p>添付書類：除害施設設置届出書の写し</p>	<p>沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備</p> <p>(パーク処理施設はH30年3月31日まで、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置及び脱アンモニア装置はR2年3月31日まで対象範囲とする)</p> <p>(下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)</p>	<p>H11.4.1～ H22.3.31</p> <p>H22.4.1～ H24.3.31</p> <p>H24.4.1～ R4.3.31</p> <p>R4.4.1～ R6.3.31</p>	<p>期限なし</p>	<p>2/3</p> <p>3/4</p> <p>3/4 (※2)</p> <p>4/5 (※2)</p>	<p>386</p> <p>403</p> <p>405</p>

(※1) 既存の施設又は設備に代えて設置したものを除く

(※2) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による割合

Ⅳ 非課税資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、非課税となります。

該当すると思われる方は、関係書類を添付し「非課税該当資産届出書」(18ページ)とともに提出してください。

V 償却資産の申告について

1. 申告方法と提出書類

- はじめて申告される方 …… 全ての償却資産を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○		所有者コードを記入してください。
新たに事業を開始された方	○	○		所有者コードを記入してください。
該当する資産がない方	○			償却資産申告書 17 備考欄に記載の 1. 該当する資産なしに○を付けてください。

- 前年度以前に申告された方 …… 資産の増減を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・全資産用	減少資産用	
増加した資産があった方	○	○		所有者コードを記入してください。
減少した資産があった方	○		○	所有者コード及び抹消コードを記入してください。
資産の増減がなかった方	○			償却資産申告書 17 備考欄に記載の 2. 資産の増減なしに○を付けてください。
該当する資産がない方	○			償却資産申告書 17 備考欄に記載の 1. 該当する資産なしに○を付けてください。
堺市内で区を変更された方	○	○	○	償却資産申告書 17 備考欄に 区を変更した旨を記入してください。
廃業・解散・廃止等された方	○			償却資産申告書 17 備考欄に記載の 3. 4. 5. いずれかに○を付けて、異動年月日を記入してください。

※ 法人にあっては特に決算期以降の増加・減少資産について、漏れのないようにご注意ください。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、堺市ホームページ (<https://www.city.sakai.lg.jp/>) から印刷・ダウンロードしていただくことができます。
また、書類での様式が必要な場合は、償却資産係までご連絡ください。

2. 電算処理により、申告される場合

毎年度全資産申告の形式が必要です。

償却資産申告書には、所有者コードを記載してください。

なお、令和6年度より電算申告により申告される方への償却資産申告書の発送を廃止させていただきます。

従前のおり償却資産申告書が必要な場合はご連絡いただければ今後も発送します。

〈種類別明細書について〉

- ① 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して算出してください。
- ② 課税標準の特例(地方税法第349条の3、同法附則第15条及び旧第64条)及び非課税(地方税法第348条及び同法附則第14条)の適用を受ける資産については、特例条項別に区分し、別途集計表を提出してください。
 - ※ 新たに課税標準特例資産及び非課税資産を取得された場合
「課税標準特例該当資産・非課税該当資産届出書(P.18)」と関係資料を添付して提出してください。
- ③ **全ての償却資産を全資産、特例資産、非課税資産別にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。**
- ④ 前年中に増加した資産及び減少した資産の明細についても、できる限り出力し提出してください。

Ⅵ 電子申告について

堺市では、地方税ポータルシステム(eLTAXエルタックス)を利用して固定資産税(償却資産)の電子申告の受付を行っています。

☆ インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告ができます。

☆ 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。

(eLTAXの運営に参加している地方公共団体に限ります。)

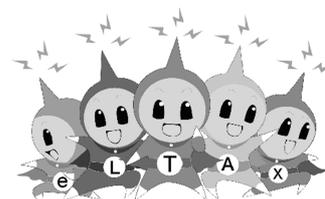
☆ 「eLTAX」利用のための専用ソフト「PCdesk」のほか eLTAX対応の市販会計ソフトの利用もできます。

eLTAXとは

地方税に関する総合窓口として、インターネットを通じて広くご利用いただけるシステムです。

※ 利用時間等についての情報はホームページでご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



電子申告を利用にあたっての注意点

- ① 事業所や店舗等が所在する区を選択して送付をお願いします。
- ② 堺市内に複数の事業所や店舗等がある場合は、区毎の申告をお願いします。
- ③ 堺市では、プレ申告の取り扱いは行っていません。
- ④ 堺市から発送した申告書もしくはハガキに記載している所有者コードを必ず入力してください。

Ⅶ 申告書の書き方

◎資産の所在する区ごとに作成してください。

① 誤り・変更があった場合は、二本線で抹消のうえ訂正してください。また、ビル等に入居している場合は、ビル名称、階数及び部屋番号を記入してください。

② 印字の内容に誤り・変更があった場合は、二本線で抹消のうえ、ふりがなをふって訂正してください。

⑩ (ロ)前年中に減少したものの前年中に減少(売却・滅失・移動)した資産及び前年前に申告漏れになった資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。
種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。

⑪ (ハ)前年中に取得したものの前年中に増加(新品取得・中古取得・移動による受入れ)した資産及び前年前に申告漏れになった資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。
種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。

⑫ 計((イ)-(ロ)+(ハ))
((イ)前年前に取得したもの)-((ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したもの)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

⑥ 事業種目を具体的に記入してください。また、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

⑤ 個人番号12桁又は法人番号13桁を右つめて記入してください。共有の場合は不要です。個人番号の場合は次の書類が必要となります。例1. 個人番号カード 例2. 通知カード及び運転免許証等 (郵送の場合は写しを添付)

⑦ 堺市で事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

⑨ 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

⑧ この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

④ 決算月を記入してください。

③ 申告書提出日を記入してください。

令和6年度(堺区分)
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和6年7月15日
堺市長殿

住所 590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 (電話 233-1101)

2氏名 堺○△株式会社 代表取締役 堺 一郎 (屋号 サカイシサイクル)

3個人番号 法人番号 4567890123

4事業種目(資本等の金額) 5堺市での事業開始年月 6この申告に回答する者の氏名及び氏名 7税理士等の氏名

8 9 10 11 12 13 14

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))
1 構築物	5024477			5024477
2 機械及び装置	239023431	4720000	8380000	242633431
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2000000			2000000
6 工具、器具及び備品	49321582	3307500	2518000	48532082
7 合計	295369490	8027500	10848000	298189990

※堺市処理欄

照合	入力処理	宛名	控入	返送
済	済	通常	済	封無
未	未	送付先	控無	控有

15 区内の事業所所在地及び事業所用家屋の所有区分
①堺市 堺区市之町西1丁27 (自己所有・借家)
②堺市 堺区南瓦町3番1号 (自己所有・借家)
③堺市 (自己所有・借家)

16 借用資産(リース資産) 貸主の名称等 堺市中区深井沢町2470-6 サカイシリース株式会社

17 備考(添付書類等) 令和5年3月 堺区南瓦町2番7号から事業所移転 特例該当資産届出書

※ 該当する番号に○を付けてください。

1. 該当する資産なし 2. 資産の増減なし
3. 廃業 4. 解散 5. 事業所廃止
6. その他 ()
異動年月日 (年 月 日)

⑬ 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は「増加償却届出書」の写しを添付してください。

⑭ 非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の取得価額は、一般資産の取得価額と集計して記入してください。種類別明細書(増加資産・全資産用)も必要です。課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。

⑮ 区内の資産の所在地を記入してください。また、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

⑯ 借用(リース)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、貸主の住所、氏名を記入してください。(借用している事業所家屋は、除く。)

⑱ 資産の所在地変更(旧所在地)・各種承認・届出書、非課税・特例等、添付書類について
・その他当該申告について参考となる事項等を記入してください。

⑰ 該当する資産がない場合
該当項目 1. を○で囲んでください。
・昨年度までの申告資産の内容と変わらない場合(増減なし) 該当項目 2. を○で囲んでください。
・廃業・解散・事業所廃止等の方は、それぞれ該当する項目の番号を○で囲み、異動年月日を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

- (ア) この用紙には、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに新たに取得した資産を記入してください。
- (イ) 前年までに取得した資産で申告漏れとなった資産を記入してください。
- (ウ) 初めて申告される方は、令和6年1月1日現在所有している資産を全部申告してください。
- (エ) **増加資産のない場合は、この用紙を提出する必要はありません。**

◎資産の所在する区ごとに作成してください。

① 申告書の右端所有者コード欄に打ち出されている番号を**左づめで必ず記入**してください。

④ 数字を使用し、**右づめで記入**してください。

⑤ 資産を実際に取得した年月を記入してください。年号については、昭和-3、平成-4、令和-5とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。「昭」「S」などの文字は、使用しないでください。年月は資産を取得した年月を記入してください。**ただし、1月1日に取得した場合は、摘要欄に「1月1日取得」と記入してください。**

⑥ 当該資産の取得されたときの価額を右づめに記入してください。なお、**圧縮記帳については、償却資産の評価上認められませんので、当該圧縮を含めた実際の取得価額を記入してください。**
 ・消費税の取扱い
 税抜き経理方式の場合→消費税を含まない額
 税込経理方式の場合→消費税を含んだ額

② 資産に対応する1～6の数字を記入してください。

番号	資産の種類
1	構築物(建物附属設備)
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

⑦ 法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1,2,及び別表5,6)に掲げる耐用年数を記入してください。

⑧ 資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。
 新品取得-1、中古取得-2、移動による受入-3、その他-4
 増加事由欄が4(その他)に該当する場合、「申告漏れ」等その事由を摘要欄に記入してください。

◎ 漢字で書ける資産名称等は、漢字で記入してください。

- ③ 資産の名称等を記入してください。
- ・漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用し、左づめでいいいに記入してください。
 - ・20字を超える場合は、20字以内に省略してください。
 - ・入力するデータとなりますので、名称が同じ場合でも「同上」又は「〃」等は記入しないでください。

所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)		所有者名		区	
7999999999		令和6年度		堺○△株式会社		1	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	備考
2	2	壁面研削盤	15.6.1	2380000	9	0.0	1/月1日取得
2	2	NC施盤	14.3.2	5700000	9	0.0	申告漏れ
2	2	コンプレッサー	15.5.9	850000	9	0.0	
6	6	16T金型	15.5.7	1500000	3	0.0	
6	6	3段コントローラー	15.5.9	360000	3	0.0	
6	6	ダストシール金型	14.3.4	350000	2	0.0	取得価額訂正
6	6	応接セット	13.6.3.10	308000	8	0.0	大阪営業所から
小計				10848000			

記入する必要はありません。

記入する必要はありません。

この書類は、そのまま電算処理用データとして使用しますので正確に記入してください。特に、「取得年月」「取得価額」「耐用年数」は、評価計算の基礎となりますので**記入漏れのないよう**お願いいたします。

○課税標準の特例及び非課税に該当する場合は、その適用条項等を記入してください。(例)法349の3、法附15②1

○償却資産申告済明細一覧表の記載内容に誤りがある場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)に正しい内容を記入し、摘要欄に「取得価額訂正」と明示して種類別明細書(減少資産用)には、誤って記載してある資産の資産番号、名称等を記入してください。

○耐用年数の変更があった場合
 償却資産申告書の右下17.備考欄に変更する資産の資産番号等を記入してください。
 (例)資産番号 6000127
 耐用年数 6→4変更

種類別明細書(増加資産・全資産用・減少資産用)が不足した場合は、堺市ホームページから様式をダウンロードしていただくか、償却資産係へご請求ください。

種類別明細書(減少資産用)の書き方

※初めて申告される方には、この種類別明細書は送付しておりません。

- (ア) この用紙には、前年度までに取得した資産のうち、令和6年1月1日までに売却、滅失、堺市内の他区・他市町村への移動等の事由で資産が減少した場合に記入してください。
なお、記入にあたっては、同封の償却資産申告済一覧表(茶色のレイアウトで、前年度までに申告された全資産が打ち出されています)を参考に、資産の種類、抹消コード等を記入してください。
- (イ) 薄外資産や耐用年数の経過した資産であっても事業に使用することができる場合は、減少資産には該当しません。
- (ウ) 減少資産・変更資産のない場合は、この用紙を提出する必要はありません。

③ 減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少部分に対応する取得価額を記入してください。

④ 記入する必要はありません。

⑤ 減少の事由及び区分
当該該当するものの番号を○で囲み、売却・滅失等の年月を記入してください。

⑥ 摘要
当該資産が減少した事由のうち「3.移動」については、その受入先を「4.その他」については、その減少事由等を記入してください。
減少の区分が「2一部」に該当する場合は、1,520,000の一部として記入してください。
その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

① 申告書の右端所有者コード欄に打ち出されている番号を左づめで必ず記入してください。

② 同封の償却資産申告済一覧表の「資産コード」欄に印字している資産番号を記入してください。

令和6年度 種類別明細書(減少資産用)

所有者コード 7999999997		昭和 平成 令和		所有者名 堺○△株式会社		2 枚のうち 2 枚目		
行番号	資産の種類 抹消コード 資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数	申告年度 減少の事由及び区分 1.売却 2.滅失 1.全部 3.移動 4.その他 2.一部	摘要
01	000203	ツメキリジドウキ	1	3 6 31 2	850000	9	1. 2. 3. 4. 5. 2	
02	000287	コンプレッサー	1	4 20 7	605300	9	1. 2. 3. 4. 5. 2	① 東京へ移動
03	000059	エアコン	1	4 18 1	254598	6	1. 2. 3. 4. 5. 2	① 2
04	000237	金型	2	4 15 1	760000	2	1. 2. 3. 4. 5. 2	① 1,520,000の一部
05	000352	ダストシール金型	1	4 30 4	388500	2	1. 2. 3. 4. 5. 2	① 2 取得価額修正

償却資産申告済明細一覧表

(この内容は 令和5年1月1日現在のものです。)

所有者コード	7999-9999-1	(堺 区分)					
氏名・名称	堺○△ 株式会社 様						
種類	資産コード	資産の名称等	数量	耐用年数	取得年月 年 月	取得価額	減免 特例 非課税
2	000287	コンプレッサー	1	9	4 20 07	605300	
2	000292	旋盤	1	9	4 23 05	5200500	
種類別合計 筆数			45			239023431	
5	6 000059	エアコン	1	6	4 18 01	254598	
6	6 000237	金型	4	2	4 15 01	1520000	
6	6 000284	コンピューター	1	5	4 21 01	287540	

Ⅷ 償却資産の評価と課税について

1. <評価額の計算方法>

- (1) 償却資産の評価は、申告していただいた資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに個々に賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。
- (2) **評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。**
- (3) 区ごとに各資産の評価額を合計します。

【評価額の求め方】

前年に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価償却します。

【計算例】 取得価額700,000円、取得年月令和5年4月、耐用年数3年の資産の場合

※ 耐用年数3年に応ずる減価率は0.536(減価残存率表参照)

$$\text{令和6年度} = 700,000\text{円} \times (1 - 0.536 / 2) = 512,400\text{円}$$

$$\text{令和7年度} = 512,400\text{円} \times (1 - 0.536) = 237,753\text{円}$$

$$\text{令和8年度} = 237,753\text{円} \times (1 - 0.536) = 110,317\text{円}$$

$$\text{令和9年度} = 110,317\text{円} \times (1 - 0.536) = 51,187\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 51,187\text{円} \times (1 - 0.536) = 23,750\text{円} < 35,000\text{円}$$

◎令和10年度で取得価額の5%(35,000円)より小さくなりますので、以降は35,000円になります。

実際の評価計算については、堺市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

(電算処理により申告される方は、全ての資産について評価額を算出してください。)

<減価残存率表> ※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)			前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)			前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

2. <納税義務者・課税標準・免税点・税額・納期>

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。
年の途中で廃業等により保有している資産を売却等した場合でも、納税義務者は変わりません。

(2) 課税標準

一つの区の区域内の賦課期日(1月1日)現在における**決定価格(評価額)**が課税標準となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(3) 免税点

区ごとに課税標準を合計します。その合計が、150万円未満の場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する区ごとに行います。

(4) 税率及び税額の計算

税率は1.4/100です。

〔税額計算の例〕 課税標準となるべき額が1,587,890円の年税額を求めると

$$\frac{1,587,000\text{円}}{1,000\text{円未満切り捨て}} \times \frac{1.4/100}{\text{税率}} = \frac{22,200\text{円}}{100\text{円未満切り捨て}} \quad (22,218\text{円})$$

年税額は22,200円となります。

(5) 納期

通常4回の納期(5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただきます。

全額を一括して納めていただくこともできます。

なお、市税の納付については、指定された金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができる安心、便利な口座振替・自動払込をご利用ください。(17ページ参照)

3. <不申告又は虚偽の申告について>

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条および堺市市税条例第101条の規定により**過料を科せられることがあるほか、**地方税法第368条の規定により、**不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。**

また、**虚偽の申告をされますと、**地方税法第385条の規定により、**罰金を科せられることがあります。**

4. <過年度への遡及について>

申告漏れ等の場合の課税に際して、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、**最大5年を限度とします。**

過年度分の課税が発生した場合は、課税を行った納期に一括で納付していただくこととなります。

Ⅸ お 願 い

1. 実地調査について

堺市では償却資産の申告内容を確認するために、毎年、全義務者(申告の有無にかかわらず)から一定数を抽出して実地調査を実施しています。その際は、ご協力をお願いいたします。

また、調査にお伺いするときは、事前にご連絡いたします。

調査対象となった方は、下記の書類をご用意ください。

● 固定資産台帳又は減価償却資産の内訳のわかる資料

(1) 直近の決算期のもの

(2) 堺市内に所在する全ての資産

(建物、建物附属設備、構築物、車両、少額資産等を含む)が記載されているもの

【調査方法】

(1) 本社(資産の所在地)における実地調査(帳簿照合)

(2) 郵送による関係帳簿等の写しの提出

(ア) 固定資産台帳又は減価償却資産の内訳のわかる資料

(イ) 貸借対照表

なお、調査に伴い申告漏れ等があった場合は、資産の取得年次に対応して遡及することになります。

※ 地方税法第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解の程、お願いいたします。

2. 区内に複数の事業所がある場合

(1) 同一区内に2以上の事業所がある方は、同一区内の事業所分をまとめて申告してください。

(2) 他区にも事業所がある方は、事業所の所在する区ごとに分けて、申告してください。

やむを得ず、経理上一括して一つの区に申告される場合は、ご連絡ください。

3. 転出・廃業等された方

転出、廃業等により、申告すべき資産が、本市区内からなくなった場合には、お手数ですが申告書にその旨を記入して(10ページ「1. 申告方法と提出書類」参照)、ご提出ください。

市税の納付には便利な口座振替を

市税を金融機関の預金口座から自動的に振り替えて納めることができます。口座振替納税は、一度申し込むと、翌年度以降も継続されます。

<お申し込み手続き>

堺市の収納取扱金融機関、市税事務所納税課(三国ヶ丘庁舎内)または各区役所内の市税の窓口へ納税通知書、預金(貯金)通帳、通帳の届出印を持参してお申し込みください。

申込書は、堺市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市税事務所、各区役所内の市税の窓口にあります。また、市税ホームページからダウンロードすることもできます。

令和 年度 償却資産（固定資産税）

課税標準特例該当資産 届出書
非課税該当資産

令和 年 月 日

堺市長 様

次の資産について、課税標準の特例又は非課税に該当するので、
関係書類を添付して届け出ます。

所有者コード									
住 所									
氏名(名称)									
連 絡 先								担当者	

○ 課税標準の特例該当資産(地方税法第349条の3、法附則第15条、旧第64条)

適 用 条 項	種 類	ペ ー ジ	行 数	資 産 の 名 称	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (円)	耐 用 年 数	備 考
						号	年	月			
<input type="checkbox"/> 法第349条の3 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第15条 <input type="checkbox"/> 旧法附則第64条											
<input type="checkbox"/> 法第349条の3 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第15条 <input type="checkbox"/> 旧法附則第64条											
<input type="checkbox"/> 法第349条の3 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第15条 <input type="checkbox"/> 旧法附則第64条											
<input type="checkbox"/> 法第349条の3 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第15条 <input type="checkbox"/> 旧法附則第64条											
<input type="checkbox"/> 法第349条の3 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第15条 <input type="checkbox"/> 旧法附則第64条											

※ 前回までに届出済みの資産については、再提出は不要です。

○ 非課税の該当資産(地方税法第348条、法附則第14条)

適 用 条 項	種 類	ペ ー ジ	行 数	資 産 の 名 称	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (円)	耐 用 年 数	備 考
						号	年	月			
<input type="checkbox"/> 地方税法第348条 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第14条											
<input type="checkbox"/> 地方税法第348条 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第14条											
<input type="checkbox"/> 地方税法第348条 第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法附則第14条											

※ 前回までに届出済みの資産については、再提出は不要です。